

総務常任委員会

幸手市税条例の一部を改正する条例(議案第36号)

問 税条例の改正点については。

答 個人住民税関係の申告書記載事項の簡素化について、年末調整の記載項目を減らすものである。

扶養親族申告書記載事項に単身児童扶養者の追加については、単身児童扶養者の定義を追加し、新たに未婚で児童を扶養している方についても、非課税の措置を受けられる形で追加しているものである。

問 消費税増税との関連については。

答 軽自動車の環境性能割については、消費税の増税に伴う軽減措置である。

市への影響額については、環境性能割の制度自体がこれから導入されるため、実績はない、減収分については全額国費で補填する通知がきている。

文教厚生常任委員会

幸手市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(議案第37号)

問 条例改正による選挙経費への影響額については。

答 7月に行われる参議院議員選挙の場合で、1万9千円の増加を予定している、金額が2万円以下のため、現在の予算の中で対応する。

令和元年度幸手市一般会計補正予算(第2号)(議案第38号)

問 住民情報システムカスタマイズ業務委託料の内容については。

答 国の法改正に合わせて行う幼児教育無償化に関する改修で、住民情報システムを導入している業者が作業を行う。契約金額の妥当性については、システム改修に伴う、国の試算は、市の人口規模で1200万円である。その中で業者見積りが484万円でしたので、金額については妥当と考えている。

令和元年度幸手市一般会計補正予算(第2号)(議案第38号)

問 総合支援システムカスタマイズ業務委託料の補正について、就学前の障がい児に対する支援が変わる制度改正の中で、内容的にどのように変わるのか。

答 本年10月1日から幼児教育保育の無償化が予定されており、それに伴い、就学前に障がいのある子どもの発達支援についてもあわせて無償化を進めていくこととなり、関連する事務処理を行うためのシステムの改修に係る費用である。

「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求めることに関する件(請願第3号)

問 放課後児童クラブの職員配置基準等に従うべき人員配置基準が緩和された場合の現状との違いは。

答 厚生労働省でその基準は細かく定められているが、どのように緩和されるかは、現在協議している段階である。

意見 給与の在り方については、基本的に透明性、公平性、共通性などを視野に入れて対応していただくことがたい。

放課後児童クラブは、今後、幸手市の子どものための需要が増えてくると考えられるため、採択に賛成である。

